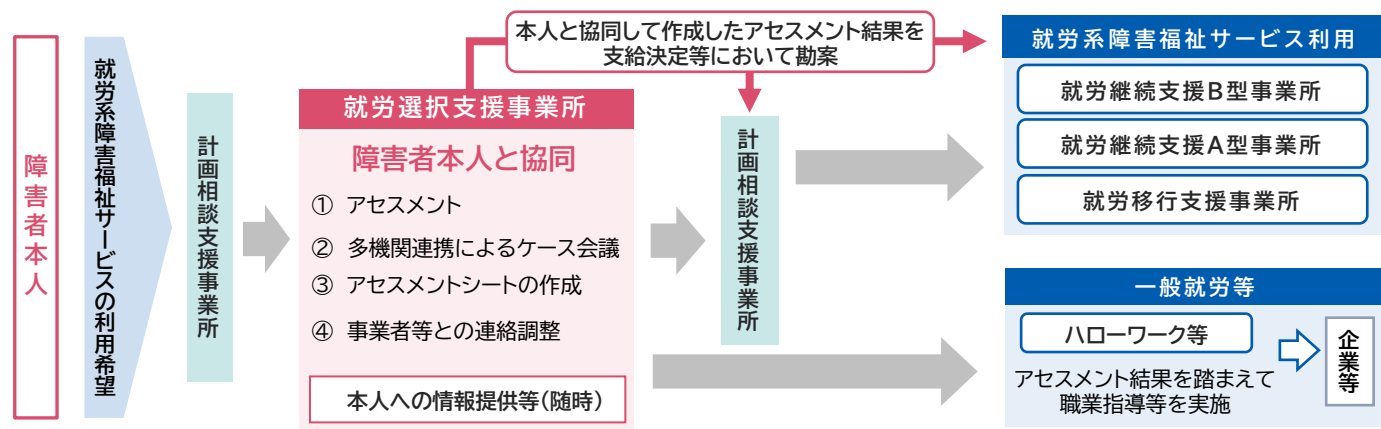


令和7年10月から開始される新しい就労系障害福祉サービス 「就労選択支援」のご案内

令和7年10月1日から、障害者本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する「就労選択支援」が開始されます。

就労選択支援の主な内容

- ① 作業場面を活用した状況把握(アセスメント)
短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性等の評価や意向等を整理します
- ② 多機関連携によるケース会議
利用者や関係機関を招集して多機関によるケース会議を開催します
- ③ アセスメントシートの作成
アセスメントやケース会議を踏まえアセスメント結果を作成し、利用者や相談支援機関等に伝えます
- ④ 事業者等との連絡調整
アセスメント結果を踏まえ、関係機関等との連絡調整を行います



就労選択支援の対象者

- ・ 卒業後に、就労移行支援や就労継続支援の利用を検討している方
- ※ 就労選択支援の施行に伴い、令和7年10月から、就労継続支援B型は、従来の就労アセスメントに代わり「就労選択支援事業所によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者」が対象となります。近隣に就労選択支援事業所がない場合は自治体にご相談ください。
- ※ 特別支援学校等の生徒は、必要に応じて、在学中に複数回利用することも可能です。

令和7年10月以降、新たに就労継続支援B型を利用しようと考えている方
どのような就労先や働き方が自分に合っているのか迷っている方 など

自治体や相談支援事業所にご相談ください
(堺市各区／地域福祉課もしくは保健センターの窓口)
(堺市以外／障がい福祉の窓口)